

第3期塩竈市障がい者プラン(素案)のパブリックコメントで寄せられた意見と市からの回答

1. 意見募集期間 平成30年2月2日(金)～2月22日(木)
2. 意見提出者 2人・1団体
3. 意見総数 5件
4. 提出された意見の概要とそれに対する市からの回答

NO	ページ	意見の内容	市からの回答
1	61ページ 64ページ	強制行動、パニック等による障がい者本人からの暴行から家族を助けてくれるシステムについて考慮していただきたいです。地域拠点センターでは、今のところ対応しかねるとの事でしたので、センターへの働きかけ、援助等何か対策をお願いします。	<p>「強制行動、パニック等による障がい者本人からの暴行から家族を助けてくれるシステム」については、市も含め関係機関へ相談いただくことが重要です。そのため本計画では、61ページ「(1) 相談支援体制の強化 ①」において、記載あるとおり相談支援体制の強化が必要であると考えます。引き続き、相談支援事業所や市役所等における窓口相談の充実及び体制強化に努めてまいります。</p> <p>また、地域生活支援拠点センターは、圏域に居住する障がいのある人及び家族等への緊急相談・支援を担う拠点施設であるため、本計画では「(4) 地域移行・定着への支援 ②」において、センター機能の拡充や体制の整備を推進する方針を記載しております。</p> <p>今後、拠点センターへの受け入れ対象者の拡大や援助に係る体制整備について、2市3町での協議・調整を踏まえ、宮城東部地域自立支援協議会へ働きかけてまいります。</p>
2	162ページ	<p>本計画を審議した「塩竈市障がい者福祉推進委員会」委員名簿を掲載し、委員の所属等を明らかにしていただきたいです。</p> <p>塩竈市議会の平成 29 年第 2 回定例会会議録 259 ページに、民生常任委員会での委員の要望・意見と</p>	<p>「2 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置について」において、「塩竈市障がい者福祉推進委員会委員名簿」を追加します。</p> <p>これまで、計画を策定するにあたり、「塩竈市障がい者福祉推進委員会」の構成団体のうち、教育関係の代表として発達障がいの児童、生徒への教育支援に精通した県立利府支援学校に参画いただき、計画策定</p>

	<p>41 ページ 45 ページ 46 ページ</p> <p>100 ページ</p>	<p>して「塩竈市障がい者福祉推進委員会の構成にあたっては、通常学級内の発達障がいを抱えた児童・生徒に配慮されるよう、発達障がいの支援に見識のある支援団体や保護者等の参加について検討されたい。また、障がい者プランの策定においては、障がい者が住みなれた地域で安定した生活を送ることができるよう、バリアフリー化に努められ、さらに宮城東部地域自立支援協議会などの関係団体と連携し、より一層充実したものとなるよう取り組まれない。」とありますが、この意見はどの程度、繁栄されているのでしょうか。</p>	<p>のためのご協力をいただいております。</p> <p>また、第 2 期塩竈市障がい者プラン（以下「第 2 期プラン」。）においては、これまで公共施設等のバリアフリー化の推進に向けて取り組んでまいりましたが、第 3 期塩竈市障がい者プランにおいても、第 2 期プランを継承し「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としたうえで、共生社会のまちづくりを実現するための 3 つの基本目標を記載しております。この基本目標の一つ「基本目標 1 共に生活できるまち」において、「施策 1 心のバリアフリーの推進」、「施策 2 情報のバリアフリーの推進」及び「施策 3 生活環境の整備」等を設定し、ソフト、ハードの両方におけるバリアフリー化の施策についての取り組み方針を記載しております。</p> <p>さらに、「(2) 地域生活支援拠点施設の設置」において、宮城東部地域自立支援協議会が取り組む地域生活支援拠点施設を平成 29 年 4 月に開設し、障がいのある人の生活支援に取り組んでまいりましたが、今後においても障がいのある人への支援の充実を図るための取り組み方針を記載しております。</p>
3	12 ページ	<p>「障がい福祉に関するアンケート」に保護者として回答しました。このアンケートは成人と同じ内容と思われ、児童には答えにくかったり、あまり当てはまらない設問があったと感じました。</p> <p>また、特に発達障害のある児童の保護者には障害受容が充分でないために、成人と同じ内容だと、戸惑いを感じるなどして答えづらい保護者が少なくないと思います。実際に 12 ページ「アンケート調査実施状況」では、多くは保護者が回答していると考えられる「発達障害のある児童等」の回答率が他の障がい種別に比べて低くなっています。</p> <p>次回、同様のアンケートを実施する時には、より</p>	<p>「障がいのある子ども」への調査だけでなく、他の 3 障がいや一般市民向けのアンケート調査においても、他市町村のアンケート調査の実施状況等も踏まえながら調査主体の検討や表現の適正化に努めてまいります。</p> <p>次回のアンケート調査実施までに回答率が上がるようにアンケート調査票の構成等について検討してまいります。</p>

		多くの回答が得られるよう児童用のアンケートを作成することもご検討いただければと思います。	
4	12 ページ	回答率について、障害種別「手帳を所持しない難病等」と「発達障害のある児童等」が逆に記載されているのではないのでしょうか。	手帳を所持しない難病等の回答率と発達障害のある児童等の回答率を修正します。
5	64 ページ 42 ページ	P63(7)地域リハビリテーションの充実の①②③と支援の充実との記述がありますが精神障がいのある人への記述がないのはどうしてですか。	<p>「(7) 地域リハビリテーションの充実」は、地域にお住いの障がいのある人へのリハビリテーションの取組方針について記述しておりますが、精神障がいのある人への自立に向けた支援を図っていくための取組方針を追加します。</p> <p>また、「(2) 福祉教育・地域交流の促進 ⑤」において、本市の障がい福祉に関するまちづくりを推進するうえで必要となる施策である地域交流の取り組み方針の一つとして「障がいのある人が気軽に集え、交流のできる環境づくりを進めます。」と記述しております。</p> <p>地域で暮らしている障がいのある人が自由に集まる場所づくりについては、地域活動支援センター（藻塩の里）が実施するサロンをくつろぎの場、交流の場として設置しております。</p> <p>サロンには支援員も配置され契約者以外の方も利用できますので、今後とも運営の充実と PR に努めてまいります。</p>